

消費税率の引き上げに伴う料金改定のお知らせ

令和元年10月より消費税率（8%から10%へ）引き上げに伴い、下記のとおり（初診および再診時にかかる）選定療養費、文書料、特別室差額料金などの料金改定を行いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

■選定療養費

	変更前 (令和元年9月30日まで)	変更後 (令和元年10月1日以降)
初診時選定療養費 (医科)	5,400円	5,500円
初診時選定療養費 (歯科)	3,240円	3,300円
再診時選定療養費 (医科)	2,700円	2,750円
再診時選定療養費 (歯科)	1,620円	1,650円

■文書料（各1通につき）

普通証明書	1,080円	1,100円
普通診断書	2,160円	2,200円
保険会社用	5,940円	6,050円

■特別室差額料金（1日につき）

A室	9,720円〔14,580円〕	9,900円〔14,850円〕
B室	8,640円〔12,960円〕	8,800円〔13,200円〕
C室	4,860円〔7,240円〕	4,950円〔7,370円〕
D室	3,780円〔5,620円〕	3,850円〔5,720円〕

※〔 〕内は横須賀市外在住の方

□金額はすべて税込み表示です。上記以外にも、保険適応外（自費）の料金には消費税10%に改定させていただきます。

ご不明な点がございましたら、医事課会計担当までお問い合わせください。

令和元年10月から 医療費が変わります。

今回の消費税率の引き上げに伴い、
一部の診療報酬が改定されます。

- ・ 医療（社会保険診療）は非課税とされていますが、医療機関等が社会保険診療を行うための医薬品や設備などの仕入れに掛かる消費税は、厚生労働省が定める診療報酬や薬価等に反映されています。
- ・ 令和元年10月1日から消費税が10%になったことに伴い、初診料、再診料など一部の診療報酬が引き上げられ、医療機関の窓口でお支払いいただく料金も変わります。

ご理解のほど、よろしく願いいたします。

※詳しくは厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）をご覧ください。